から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）	から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］
二　［略］	二　［同上］
（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準）	（原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準）
第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	**第一条の四**　［同上］
一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。	一　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　高さ　百二十センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）	ハ　高さ　百九センチメートル
二　［略］	二　［同上］
2　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。	2　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止）

2　国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十八号）は、廃止する。